

※この旅行条件書は、通達（国総旅振第387号、平成29年12月28日観観産第622号改正）と「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」に準拠しております。

社団法人 日本旅行業協会保証社員
社名 株式会社東海トラベル
旅行業約款（募集型企画旅行契約）

この旅行条件書は、パンフレットとともに、旅行業法第12条の4で定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5で定める「契約書面」の一部です。お申込みの際には必ず事前にご確認のうえお申込みください。

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ旅行者に不利にならない範囲において書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第二条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これに基づいて実施する旅行をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この約款で「通信契約」とは、当社又は当社の募集型企画旅行を代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に、別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該旅行代金等を第十二条第二項、第十六条第一項後段、第十九条第二項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。

4 この約款で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち、当社又は当社の募集型企画旅行を代理して販売する会社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。

5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

（旅行契約の内容）

第三条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

（手配代行者）

第四条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たり、手配の全部又は一部を、本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配代行業者その他の補助者に代行させることができます。

第二章 契約の締結

(契約の申込み)

第五条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、旅行代金全額を申込金として、当社に提出しなければなりません。

2 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。この場合、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

(電話等による予約)

第六条 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約を承諾した旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第一項又は第二項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等を通知しなければなりません。

2 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によるものとします。

3 旅行者が第一項の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。

(契約締結の拒否)

第七条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

一 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加条件を満たしていないとき。

二 旅行者数が募集予定数に達したとき。

三 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

四 当社の業務上の都合があるとき。

五 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効であるか、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(契約の成立時期)

第八条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約書面の交付)

第九条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

(確定書面)

第十条 前条第一項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に申込みがなされた場合は旅行開始日)までに、確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)を交付します。

2 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切に回答します。

3 第一項の確定書面を交付した場合、前条第二項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところによって特定されます。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十二条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます。)を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用する通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。)に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

(旅行代金)

第十三条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

3 旅行代金に含まれるもの

(1)パンフレット、ウェブサイトの旅行日程に明示した次に掲げるもの。

イ 運送機関の運賃・料金(注釈のない限り航空機はエコノミークラス、鉄道は普通席)

ロ 宿泊、食事の料金及びサービス料金・税

ハ 旅行代金に含まれる旨を明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金

ニ 添乗員が同行するコースの添乗員経費等

ホ その他「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用

(2)本項(1)の代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくとも払戻しはいたしません。

4.旅行代金に含まれない主なもの

次に掲げるもの(その一部を例示します)。

イ 空港施設使用料(空港により必要な場合)

ロ 超過手荷物料金(規定の重量、寸法、個数を超える分について)

ハ 旅行日程に含まれていない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料金・税

ニ 「お客様負担」等旅行代金に含まれていない旨を明示した観光に伴う入場料金等

ホ 希望者のみが参加されるオプショナルツアー等の料金

第三章 契約の変更

(契約内容の変更)

第十三条 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

(旅行代金の額の変更)

第十四条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。

- 2 当社は、前項の定めにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって十五日目に当たる日より前に、旅行者にその旨を通知します。
- 3 当社は、第一項の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めに従い、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のために提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料その他既に支払った又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスを提供しているにもかかわらず、座席・部屋その他の諸設備の不足による場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際に、その範囲内において旅行代金の額を変更することができます。
- 5 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

(旅行者の交替)

第十五条 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

- 2 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めるようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。
- 3 第一項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第四章 契約の解除

(旅行者の解除権)

第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。

- 2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

一 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第二上欄に掲げるものその他の重要なものである

ときになります。

- 二 第十四条第一項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- 三 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又はそのおそれが極めて大きいとき。
- 四 当社が旅行者に対し、第十条第一項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- 五 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは、第一項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領できなくなった部分の契約を解除することができます。
- 4 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらないときは、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払った又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた額を旅行者に払い戻します。

(当社の解除権・旅行開始前の解除)

第十七条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。

- 一 旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- 二 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- 三 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- 四 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- 五 旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
- 六 スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等、契約締結時に明示した旅行実施条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- 七 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事が生じ、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又はそのおそれが極めて大きいとき。
- 八 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行代金等を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- 2 旅行者が第十二条第一項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日に旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとみなし、旅行者は前条第一項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
- 3 当社は、第一項第五号に掲げる事由により契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては十三日目（日帰り旅行は三日目）、海外旅行にあっては二十三日目（別表第一に規定するピーク時は三十三日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

(当社の解除権・旅行開始後の解除)

第十八条 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができます。

- 一 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- 二 旅行者が、添乗員その他の者による当社の指示に従わず、又はこれらの者若しくは他の旅行者に対する暴行・脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 三 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事が生じ、旅行の継続が不可能となったとき。
- 2 当社が前項の規定に基づき契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ効力を失うものとします。この場合、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされ

たものとします。

3 前項の場合、当社は、旅行代金のうち旅行者がまだ提供を受けていない旅行サービスに係る部分の金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既払又はこれから支払うべき費用を差し引いた額を旅行者に払い戻します。

(旅行代金の払い戻し)

第十九条 第十四条第三項から第五項までの規定により旅行代金が減額された場合、又は前三条の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合、旅行者に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しは解除の翌日から起算して七日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しは契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して三十日以内に、旅行者に払い戻します。

2 通信契約を締結した場合においても同様とし、提携会社のカード会員規約に従って払い戻しを行います。この場合、当社は、払い戻し額を旅行者に通知し、当該通知日をカード利用日とします。

3 前二項の規定は、第二十七条又は第三十条第一項に基づき旅行者又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

(契約解除後の帰路手配)

第二十条 第十八条第一項第一号又は第三号により旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除した場合、当社は旅行者の求めに応じて、旅行者が出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

2 前項の場合、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は旅行者の負担とします。

第五章 団体・グループ契約

(団体・グループ契約)

第二十一条 当社は、同一行程を同時に旅行する複数の旅行者が責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者)

第二十二条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者は、その団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行います。

2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負いません。

4 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第六章 旅程管理

(旅程管理)

第二十三条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努め、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

一 旅行者が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

二 前号の措置を講じたにもかかわらず契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行

サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(当社の指示)

第二十四条 旅行者は、旅行開始後から旅行終了までの間、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

(添乗員等の業務)

第二十五条 当社は、旅行の内容に応じて添乗員その他の者を同行させ、第二十三条各号に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることができます。

2 前項の添乗員その他の者が従事する時間帯は、原則として午前八時から午後八時までとします。

(保護措置)

第二十六条 当社は、旅行中の旅行者が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

第七章 責任

(当社の責任)

第二十七条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たり、当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が、故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

2 旅行者が、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

3 手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては十四日以内、海外旅行にあっては二十一日以内に当社に通知があった場合に限り、旅行者一名につき十五万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(特別補償)

第二十八条 当社は、前条第一項の規定に基づく責任が生ずるか否かにかかわらず、特別補償規程に従い、旅行者が募集型企画旅行参加中に生命、身体又は手荷物について被った一定の損害に対し、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

2 前項の損害について当社が前条第一項の責任を負うときは、その賠償金額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は損害賠償金とみなします。

3 前項に規定する場合、第一項の補償金支払義務は、前条第一項の規定に基づく損害賠償金（前項により賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ減額されます。

4 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を收受して当社が実施する募集型企画旅行は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

(旅程保証)

第二十九条 当社は、別表第二上欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更を除きます。）が生じた場合、旅行代金に同表下欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して三十日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第二十七条第一項の責任が明らかに発生する場合は、この限りではありません。

一 次に掲げる事由による変更

- イ 天災地変
- ロ 戦乱
- ハ 暴動
- ニ 官公署の命令
- ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ト 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

二 第十六条から第十八条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該部分に係る変更

- 2 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者一名につき一募集型企画旅行について旅行代金の 15%を限度とします。また、変更補償金が千円未満であるときは、当社は支払いを行いません。
- 3 第一項の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更について当社に第二十七条第一項の責任が発生することが明らかになった場合、旅行者は当該変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項に基づく損害賠償金額と旅行者が返還すべき変更補償金額を相殺した残額を支払います。

(旅行者の責任)

第三十条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は損害を賠償しなければなりません。

- 2 旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、契約内容を理解するよう努めなければなりません。
- 3 旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、手配代行者又は旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

(事故等の申し出)

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに「旅程表」等でお知らせする「連絡先」にご連絡ください(連絡できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください)。

第八章 弁済業務保証金

(弁済業務保証金)

第三十一条 当社は、社団法人日本旅行業協会（東京都千代田区霞が関三丁目 3 番 3 号）の保証社員になっております。

- 2 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前項の社団法人日本旅行業協会が供託している弁済業務保証金から、7,000 万円を限度として弁済を受けることができます。
- 3 当社は、旅行業法第二十二条の十第一項の規定に基づき、社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。

(苦情の申出)

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決できなかった場合には、下記の協会にその解決について助力を求める申出をすることができます。

名称 社団法人 日本旅行業協会

所在地 東京都千代田区霞が関三丁目 3 番 3 号

電話 (03)3592-1266

第九章 個人情報の取り扱いについて、その他

(個人情報の取り扱いについて)

(1)当社及び受託旅行業者は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

(2)旅行先のお客様のお買物等の便宜のため、お客様の氏名及び搭乗される航空便等の個人情報を、電子的方法等で土産物店等の事業者に提供いたします。お申込みの際に、これらの個人情報の提供についてお客様にご同意いただきます。

(3)当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど個人情報を共同利用させていただきます。当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社については、当社(浜松本社 TEL:053-456-3550)にお問い合わせください。

(旅行条件・旅行代金の基準期日)

本旅行条件及び旅行代金の基準日は 2025 年 12 月 1 日現在です。

別表第一 取消料（第十六条第一項関係）

一 国内旅行にかかる取消料

区分	取消料
一 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（口からホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
二 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。	

二 海外旅行に係る取消料

区分	取消料
一 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（口からニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
二 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	

イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（口からニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 80%以内
二 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
三 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。	

別表第二 変更補償金（第二十九条第一項関係）

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊雪簿の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注四 第四号が掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

<旅行実施>

観光庁長官登録旅行業第 1015 号 日本旅行業協会会員

株式会社東海トラベル

〒432-8036 浜松市中央区東伊場 2-9-16

TEL 053-456-3550 / FAX 053-454-3374

総合旅行業務取扱管理者：田代 剛